

(宛先) 瀬戸市教育委員会

令和 7 年度 就学援助費受給申請書

就学援助を受けたいので、次の同意又は委任事項に同意のうえ（新規・継続）申請します。

申請者	住所	瀬戸市			
	氏名		連絡先	自宅電話番号	— —
				携帯電話番号	— —

【同意・委任事項】

- 申請書の記載事項に係る、住民基本台帳の確認及び審査に伴う生活保護受給状況、住民税課税状況、国民健康保険料減免状況、児童扶養手当受給状態、国民年金減免状況、生活福祉資金貸付状況、所得状況等の所要の調査について
- 学校が徴収する給食費を瀬戸市教育委員会が就学援助費から充当することについて
- 学校諸費の滞納が判明したときは学校長経由に変更し、援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することについて
- 他市町村の新入学児童生徒学用品費（他市町村における同等の施策を含む。）の受給状況等の所要の調査に同意し、受給済の場合はこの申請に新入学児童生徒学用品費を含めないことについて（転入を伴う新入学児童生徒のみ）
- 添付書類の不備、所得未申告等により、申請日より 30 日を経過してもなお認定に至らないときは、本申請を取り下げることにについて
- 新入学学用品費の支給に関し転出、私学入学等により瀬戸市立小中学校へ入学しなかった場合は支給済の新入学学用品費を返還することについて（新入学児童生徒のみ）
- (6)において、返還のための納付書を送付してから 30 日を経過してもなお返還が確認できない場合、転出先の市町村から受け取る予定の就学援助費を返還額相当分瀬戸市が受け取ることにについて

1. 就学援助希望児童生徒 ※令和 7 年 4 月の状況を記入してください。

学 校 名	学年	児童生徒氏名	生年月日	申請者との続柄	新入学学用品費 該当者は○印
学校	年				
学校	年				
学校	年				
学校	年				
学校	年				

2. 上記児童生徒と同世帯の者（裏面※1参照）

続柄	氏 名	生年月日	職業等 ○印をつけてください。	住宅形態
申請者			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他	1 持 家 2 借 家
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他	
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他	
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他	
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他	

3. 就学援助費の受領先（該当項目に☑チェックのうえ必要に応じ受領先を記入してください。）

☐ 前年度と同じ口座（振込口座の記入は不要です。）

☐ 新規・変更

※新規又は変更の場合にご記入ください。継続申請で前年度と同じ口座の場合は記入不要です。

金融機関	銀行・農協 信用金庫	店	支店番号
フリガナ			
口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	

4. 申請理由（該当する番号に○を付けてください。）

1. 生活保護を受けている。 2. 生活保護の廃止又は停止を受けている。 3. 固定資産税が減免されている。 4. 世帯全員の国民健康保険料が減免されている。 5. 児童扶養手当が支給されている。 6. 世帯全員の国民年金の保険料が減免されている。 7. 生活福祉資金の貸付を受けている。 8. 世帯全員の市民税が非課税又は減免されている。 9. 低所得のため生活が困窮している。（※2 参照）	【特記事項】
---	--------

注意：虚偽の申請による認定があった場合は、年度の途中であっても認定を取り消します。
記載いただいた個人情報、就学援助以外の目的での使用や、第三者に譲渡することはありません。

※1 世帯について

就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしている方も、同じ家に住んでいる方は、同一世帯とみなします。
また、単身赴任等で住所が異なっている方も、生計が同じ場合は同一世帯に含みます。

※2 「9. 低所得のため生活が困窮している。」を理由に申請する場合

生計を共にする家族（学生を除く15歳以上の者全員）の中で、年末調整・確定申告を行っていない方は所得の申告をしていただく必要があります。勤務実績のない方も収入が0円であったことを申告する必要があります。申告の際は一度学校教育課にお越しいただき、書類の確認をさせていただいたうえで、税務課へご案内いたします。